

○益田市協働のまちづくり事業審査委員会運営要領

平成27年7月24日

益田市訓令第16号

庁中一般

各かい

改正 平成28年8月3日訓令第17号

平成29年3月30日訓令第6号

令和3年3月30日訓令第7号

(趣旨)

第1条 この要領は、益田市協働のまちづくり事業補助金交付要綱（平成27年益田市告示第160号。以下「交付要綱」という。）第5条第1項の規定により提出された交付申請（以下「交付申請」という。）を審査するために設置する協働のまちづくり事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、交付申請に係る事業の内容を別表第1に掲げる審査項目ごとの審査基準に従い採点を行うものとする。

2 前項の採点は、審査委員ごとに行うものとし、当該採点の結果が、次の各号に掲げる項目を全て満たす申請を合格とし、その審査結果について、市長に報告するものとする。

(1) 審査委員による採点の平均点が14点以上で、かつ、全員が10点以上を付けていること。

(2) 採点を0点とした項目が1つ以上ある審査委員がないこと。

3 審査委員会は、前項の報告に際して、優先順位を付して報告することができる。

(組織)

第3条 審査委員会は、別表第2に掲げる審査委員をもって組織する。

(委員長等)

第4条 審査委員会に委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 審査委員会は、必要に応じて申請者から説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、政策企画局連携のまちづくり推進課において処理する。

(その他の事項)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年7月24日から施行する。

附 則（平成28年8月3日訓令第17号）

この訓令は、平成28年8月3日から施行する。

附 則（平成29年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日訓令第7号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

審査項目	審査基準	配点
貢献度	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業が地域社会の発展に寄与すると期待できるか</li> <li>地域の課題解決に適応しているか</li> </ul>	高く評価できる(5) ある程度評価できる(4) 普通程度である(3) あまり評価できない(2) 評価できない(0)
公平性	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業参加の機会が広く市民に与えられているか</li> <li>特定の個人や団体の利益につながる事業ではないか</li> </ul>	高く評価できる(5) ある程度評価できる(4) 普通程度である(3) あまり評価できない(2) 評価できない(0)
自立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>本補助金が終了した後、その事業をどのように継続していくかの事業計画・資金計画が明確で妥当か</li> <li>本補助金だけに頼らない資金確保に努めているか</li> <li>自立に向けて、一般市民や他の市民団体、企業などとのネットワークを広げ、連携し、巻き込んでいく視点があるか</li> </ul>	高く評価できる(5) ある程度評価できる(4) 普通程度である(3) あまり評価できない(2) 評価できない(0)
発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>発想、着眼点、手法などに市民ならではの先駆性や独創性、工夫があり、今後の展開に期待がもてる事業か</li> <li>今後継続し、定着させていくことを目指す事業か</li> <li>申請内容がイベントや調査などの単発型事業の場合でも、その後の</li> </ul>	高く評価できる(5) ある程度評価できる(4) 普通程度である(3) あまり評価できない(2) 評価できない(0)

	展開に有効であることが期待できるか	
--	-------------------	--

別表第2（第3条関係）

副市長、政策企画局長、総務部長、政策企画課長
------------------------